



赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA



目次	3月定例議会議案	2
	3月定例議会賛否	4
	一般質問	6
	福岡県田川地区消防組合 議会定例会	9
	田川地区斎場組合 議会定例会	9
	田川地区広域環境衛生施設組合 議会定例会	10
	田川郡東部環境衛生施設組合 議会定例会	10
	田川郡町村議会議員研修会	10
	議会議員視察研修、監査委員視察研修	11
	福岡県町村監査委員協議会総会、出席行事	12

能登半島地震の被災地へ義援金を送りました

能登半島地震でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧・復興のため、赤村議会議員全員から被災地に対し義援金を送らせていただきました。

第17回 赤村議会3月定例会

期日/令和6年3月6日～12日

令和6年 第17回赤村議会3月定例会は、3月6日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、村長施政方針演説及び一般質問が行われた後に、専決処分に関する案件1件、人事に関する案件1件、計画の変更に関する案件1件、計画の策定に関する案件1件、村道路線に関する案件2件、条例の一部改正に関する案件5件、補正予算4件、当初予算5件、合計20案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件承認、同意及び可決して3月12日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(赤村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日から施行されることに伴い、専決を行ったもの。 改正内容は、戸籍謄本等の発行について、本籍地以外の市区町村での発行が可能になったことに伴う、手数料徴収事務の追加に関するもの。	承認
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	人権擁護委員 田邊 猛士 氏の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、新たに清水 文 氏を候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるもの。 任期：3年	適任
議案第2号	赤村過疎地域持続的発展計画の変更について	赤村過疎地域持続的発展計画の総合的かつ計画的な実施にあたり、過疎地域の持続的発展に資する事業を追加する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるもの。	可決
議案第3号	赤村辺地総合整備計画の策定について	上赤辺地の活性化と住民福祉の向上を図るため、公共的施設の総合的な整備計画策定にあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。	
議案第4号	村道路線の変更について	道路法第10条第2項の規定に基づき、村道路線の変更にあたり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。 内容は、①珠数丸～大伊良線 ②五ヶ辻～地蔵の木線 ③岡本～峰岡線 ④峰～上峰線 ⑤鶴～後山線の道路改良	
議案第5号	村道路線の認定について	道路法第8条第1項の規定に基づき、村道路線の認定にあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。 内容は、前ガ原分譲地線の道路新設	
議案第6号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年11月24日に施行されたことによる、赤村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が令和5年12月7日に施行されたことに伴い、会計年度任用職員においても一般職と同内容の規定を適用するため、この改正を行うもの。 内容としては、行政職給料表の号給に対する給料月額を増額し、令和6年4月1日から施行するもの。 また、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、勤勉手当の支給に係る規定の整備を行うため、この改正を行うもの。 内容としては、パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給が令和6年4月1日から可能になることに伴い、赤村一般職の職員の給与に関する条例の勤勉手当の支給に関する規定を準用する規定文を追加するもの。	

議案番号	件名	内容	結果
議案第7号	赤村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、安全計画の策定等が義務化されることに伴い、この改正を行うもの。	可 決
議案第8号	赤村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、安全計画の策定等が義務化されることに伴い、この改正を行うもの。	
議案第9号	災害復旧事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	近年多発する自然災害により被災した農道の復旧について、復旧費用の一部負担を求めないこととするため、この改正を行うもの。	
議案第10号	赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	浦山団地解体工事が令和6年1月に完了したことに伴い、この改正を行うものである。内容としては、別表から浦山団地を削除するもの。	
議案第11号	令和5年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)	64,982千円増額し、歳入歳出それぞれ4,820,261千円とする。 補正の主な内容は、地域交通支援事業費負担金の増、ふるさと納税寄附金事業費の増、省エネ家電購入費補助金の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(住民税均等割のみ課税世帯等10万円給付及び子ども加算5万円給付金)の増、教育施設等整備基金への積立金の増。	
議案第12号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)	3,388千円増額し、歳入歳出それぞれ396,336千円とするもの。 補正の主な内容は一般被保険者の高額療養費の支出見込みの増によるもの。 歳入は、前年度繰越金及び普通交付税。	
議案第13号	令和5年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	12,800千円減額し、歳入歳出それぞれ155,546千円とするもの。 補正の主な内容は、水道本管、給水管等の工事完成に伴う減。 歳入は、水道使用料の一般財源。	
議案第14号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	41千円減額し、歳入歳出それぞれ53,292千円とするもの。 主な補正内容は、広域連合の負担金確定に伴う保険料負担金の増及び基盤安定負担金の減額。歳入においてもそれに伴う保険料負担金の増額並びに基盤安定繰入金の減額。	
議案第15号	令和6年度赤村一般会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ4,238,091千円で、前年度比20.60%増、723,826千円の増額。 主な内容は、 1款: 備品購入費の増 2款: 防犯灯設置工事の増、自治体情報システム標準化業務委託費の増、ふるさと納税寄附金事業の増 3款: 後期高齢者医療会計操出金の増、保育所運営費の増、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託費の増 4款: 公用車購入費の増、大任町し尿・じん芥処理・埋立処分施設建設事業負担金の増、簡易水道事業会計操出金の増 6款: 田川猟友会赤支部活動補助金の増、県営ため池等整備費負担金の増 7款: 赤村商工会運営補助金の増 8款: 辺地対策事業費の増、前ガ原団地建設事業費の増 9款: 火災報知器設置事業費の増、第1分団格納庫設置工事費の増 10款: 健康増進センターLED照明改修事業費の増、給食センター備品購入費の増 他	

議案番号	件名	内容	結果
議案第16号	令和6年度赤村国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ399,626千円で、前年度比4.21%増、16,156千円の増額。 主な内容は、医療費の増に伴う、療養給付費等の増。歳入については、県支出金の増。	可決
議案第17号	令和6年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	歳入歳出それぞれ20,734千円で、前年度比7.33%減、1,641千円の減額。 主な内容については、貸付金元利収入に伴う前年度繰上充用金の減。	
議案第18号	令和6年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出それぞれ60,004千円で、前年度比12.51%増、6,671千円の増額。 主な内容は、保険料試算額増に伴う、広域連合への納付金の増。歳入については、医療保険料の特定財源。	
議案第19号	令和6年度赤村簡易水道事業会計予算	簡易水道予算は、国からの要請を受け、公営企業会計適用により複式簿記による予算となる。 水道事業を運営するための(収益的収支)予算と、水道施設の整備や更新のための(資本的収支)予算の二本立てで構成され、資産を含めた予算となっている。 主な事業は、昨年度に引き続き水道管布設替工事、測量・設計業務委託料、監理業務委託料。	

第17回 赤村議会定例会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否									
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典	
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(赤村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	赤村過疎地域持続的発展計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	赤村辺地総合整備計画の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	村道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	村道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否									
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林 慧	原 隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典	
議 案 第 7 号	赤村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 8 号	赤村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 9 号	災害復旧事業に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 10 号	赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 11 号	令和5年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 12 号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 13 号	令和5年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 14 号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 15 号	令和6年度赤村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 16 号	令和6年度赤村国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 17 号	令和6年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 18 号	令和6年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議 案 第 19 号	令和6年度赤村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務文教 常任委員会報告

委員長
佐武 富實



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第11号及び議案第15号は可決することに決定しました。

産業経済厚生等 常任委員会報告

委員長
春本 雪夫



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第12号から議案第14号及び議案第16号から議案第19号は可決することに決定しました。

赤村第2期 地方創生総合戦略の 策定の取り組み状況 について

小林 慧 議員



問

基本目標3、その中に結婚、出産、子育ての希望を叶える施策の項目1、地域ぐるみの子育て支援体制づくり、身近な子育て支援や赤村らしい子育てや教育力の強化などが示されております。このことを実現するために、農を起点とした教育、環境教育や自然体験の充実などの事業

を行うことを計画されておりますが、具体的にはどのような進めてこられましたか。

答

友松 教育長

未来ある赤村の子ども達には、将来どこでどのような職業についても赤村のことを誇れるよう、赤村の良さを知ってもらいたいと思っております。最も大切な食につきましては、体験を通じた学びから食育、環境教育の充実を図っております。学校給食において、月に一度ラブあかランチという日を設け、全てのメニューに地元産を使い、児童・生徒が赤村の食材について学習するという取り組みを行っています。特産物センター等と協議し努力をしております。また、小学校3年生では、大豆の栽培、収穫や豆腐づくりを体験し、5年生は調

べよう赤村の農業の現状、苦労や喜びなどを学んでいきます。

問

私は中学校の総合学習での体験農業の受け入れをさせてもらった際の感想を思い出します。平成18年から22年まで5年間、女性10名、男性5名、計15名を受け入れ一緒に有意義な経験をしました。学習の目標は、自分から社会を見つめ、人との出会いを体験し、人としてバランスのとれた人材育成が目標とされ、時代が変化しようとも人との繋がりが大事であると思えます。

答

友松 教育長

私も小学校・中学校を経験しています。職場体験の3日間で、子ども達の様子随分変わるといっても随分変わります。IT、I

CT教育も今後非常に重要なんです。人とのふれあいという中で、自分が人として確立されるというのが随分あることを改めて認識をしました。

問

職場体験を通じて、履歴書を書き、書類をつくる中で、書く、読む、そして会話を、大人に近づくための良い経験ができると感じました。職場体験者よりお礼の手紙や感想文をいただきました。その中に「自分に自信がついた」「仕事の面白さを知った」「病気がちで学校に行けなかったが、体力に自信がなかった」「自分の得意であることがわかった」など本人が感じたことをつづけていました。社会を担う人づくりの支援を微力ながらやってまいりたいと考えます。

大場 謙一 議員



意見

教育長不在の間、文化祭・人権講演会など各種行事に影響を感じた。何よりも予算編成作業、教職員の異動など複数年に影響する事案もある。村執行部は事案の重要性を再度認識して頂きたい。

問

教育長に就任して2ヶ月。学校の現状をどのように捉えているのか。

答

友松 教育長

小中学校の児童・生徒の学力を始め学校の現状について確認した。学力の現状については概ね良好。しかし国・県の平均点には届いてなく努力が必要。ICT教育は全教員が積極的に取組んでいるが、家庭へのWi-Fi環境の整備が遅れている。いじめ問題は大きな問題事案の報告はない。

問

学力の現状は概ね良好で、国・県の平均点に満たないが「伸びしろがある」とは努力すれば伸びるといふことが。

友松 教育長

おっしゃる通り、概ね良好だが、平均点よりは低いのが現状。数年前と比べ最近成績が上がり回復していると感じている。

問

いじめ問題で大きな問題は起きてないと答えたが、不登校児童の現状は。

友松 教育長

10名前後いる。以前と比べ随分改善した。小学校時に不登校になるとそのまま改善できないでいる。

問

村雇い講師、ICT教育支援員配置など村の取組みは評価している。不登校問題は学校だけではなく家庭・地域を含めた対応が必要。不登校者の対応で、タブレットを活用した授業はしているのか。

答

上野 教務課参事

学校内ではタブレットを使用して授業をしているが、家庭に持ち帰り活用は出来ていない。

問

家庭でのWi-Fi環境整備はいつくらいまでにできるのか。

答

上野 教務課参事

小中学校の児童・生徒の家庭で20世帯くらいWi-Fi環境整備が必要。村でルーターを購入

したので対応する。

問

ICT教育で支援員の配置をしているが、来年度も引き続き配置するのか。

上野 教務課参事

令和3年度から小中学校に各1名配置していたが、教職員の技術が向上したので、6年度からは1名で計画している。

問

新校舎は令和9年4月開校予定だが現在のどのような状況か。また、休校扱いになる上赤分校の活用計画はあるのか。

友松 教育長

学校建設は今年度3月末には基本設計が完成する。鉄筋コンクリート3階建て延床面積6000平方メートルの小中一貫型校舎になる。地域図書館を含む複合型になる。詳細な仕様は4月からの実施設計で決まり、令和7年度に工事着工、令和9年度開校予定、現在は計画通りの進捗状況。また、スクールバスについては、学校建設問題とは切り離して、現代の社会情勢、赤村の現状を踏まえ、考える必要があり慎重に検討している。上赤分校の利用方については、今後上赤地区の意向を聞きながら決めて行きたい。

問

赤村産木材利用等赤村らしさの学校建設を要望していたが

考えは。

答

上野 教務課参事

校舎に全て木材を使用することは厳しい。シンボリックな校舎の部分に赤村産の木材を使用した。複合型の図書館（地域と学校図書館）をそれぞれ別階に建設を予定している。

問

在籍する2年生6名が、本校通学になり保護者の中にはパートの勤務時間を短くする等の影響もある。赤村全体のスクールバスの運行、分校活用問題など住民の意見を聴き丁寧に対応して貰いたい。

答

上野 教務課参事

分校利用については、上赤区の皆さんの意見を聞いて進めさせて頂く。

問

スクールバス運行について検討して頂きたい。現状、朝夕の通学時間帯は生徒の半数以上の保護者が自家用車で送迎している。安全性を考えたも何か対策が必要ではないか。

答

上野 教務課参事

庁内で協議を始めた段階で何も結論は出ていない。今後いろいろな方々の意見を聞きながら話し合いをしていきたい。

赤村の飲料水及び工業用水について

大場 信司 議員



問

赤村は山林が多く水はたくさんあると考えられるが、実際は豊富にあるのか。工場誘致するくらいあるのか。また、水資源は何か所あつて、近年の異常気象で水不足になったらどのような対応していくのか。

答

道村長

赤村は山に囲まれ水については、豊富にあると考えられます。簡易水道事業については、一日最大給水量1,500トン、使用水量は一日約1,000トンとなり、おり約500トンの余力がありますが、工業用水に使用する水量は現在のところ難しい。水源については、梅の木、楠の木の水源地です。

問

最近では能登半島地震で水が如何に大事かという事がしみじみわかります。明日は赤村でも起こるかもしれないと思うが、村はどのように準備していくのですか。これから先水源の確保をしていく気持ちがあるのか。

答

溝邊 産業建設課長

地震の関係がですね、赤村は結構漏水が多いです。従いまして今布設替えをしています。

問

現在井戸水で生活をしている方が結構赤村にはいると思えますが、近頃産廃を仮置き場か一時置き場というのかわかりませんが井戸水を取っている近くに置いてある場合があるんですよ。役場はどのように考えているんですか。汚染物が入っていくとか、そういう場合業者指導はどう考えているんですか。

答

藤澤 住民課長

役場としては、警察と役場と環境整備事務所と協議して産廃を近くに置かれてる方達については指導しております。

問

しつかり指導してください。産廃の仮置き場みたいな場所を何か所か見ますので、よろしくお願いします。

楠の木浄水場について、水源は井戸の水が今川からの水か。また

いつ頃できたか。もし水源が今川の水なら水利権の問題は、ちゃんと解決しているのか教えてください。

答

溝邊 産業建設課長

楠の木浄水場の水源は、浅井戸でございます。

問

浅井戸というのは認識が分かりませんが、井戸に関して保健所の許可を取っているんですか。

答

溝邊 産業建設課長

保健所の許可を取ったのかどうかは、認識していません。

問

今川の水じゃないんですね。赤村は本当に浅水、浅井戸で今川の水上げてないんですか。

答

溝邊 産業建設課長

浅井戸というかたちで答弁させていただきます。

問

浅井戸の定義はどんな定義ですか。例えば梅の木貯水池の土地の問題で裁判になりました。もしこれが問題になれば今川の水水利権があるんじゃないですか。今川水系の方々が裁判をすると言った時はどうするんですか。今川の水を盗水していると聞いたことがあるんですよ。その時浅井戸とは言ってませんでした。

答

溝邊 産業建設課長

同じ答弁をしますが、浅井

戸でございますので、今川は関係ございません。

問

絶対に問題ないという答弁でいいんですか、村長に聞きたいです。

浦野 議長

絶対という言葉は大場信司議員は使っているが、村長は言うべきじゃありませんよ。

答

道村長

あそここの地下水を利用して利用しているという事です。井戸に出る水を利用してという事です。

問

楠の木浄水場はできて何年くらいですか。

答

溝邊 産業建設課長

調べてみないと分かりませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

問

再度言いますが、間違いなく浅井戸ですね。法律的にも全く問題がなく水利権も発生していないということではないですか。

答

道村長

私はそのように聞いております。

問

浅井戸が今川からの盗水だと聞くのもう少し調べて、またその時は聞きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2月26日(月)に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

- 議案第1号** 福岡県田川地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、消防関係の手数料については、危険物製造所等の設置許可申請における手数料が増額改正されたため、福岡県田川地区消防組合の手数料条例の一部改正しようとするもの。
- 議案第2号** 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
令和5年度の人事院勧告に鑑みた、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、福岡県田川地区消防組合の職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。
- 議案第3号** 福岡県田川地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
令和5年度の人事院勧告に鑑みた、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴い、福岡県田川地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。
- 議案第4号** 損害賠償の決定について
地方公務員法第96条第1項第13号に規定する損害賠償額を定めることについて、議会の議決を求めるもの。
- 議案第5号** 損害賠償の決定について
地方公務員法第96条第1項第13号に規定する損害賠償額を定めることについて、議会の議決を求めるもの。
- 議案第6号** 令和5年度福岡県田川地区消防組合一般会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,464千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,331,077千円とするもの。
- 議案第7号** 令和6年度福岡県田川地区消防組合一般会計予算
歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1,835,553千円とするもの。
- 議案第8号** 工事請負契約の変更について
令和5年第3回福岡県田川地区消防組合議会臨時会の議決を経て締結した田川地区消防本部本庁改修工事に係る工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

2月26日(月)に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり承認・可決されました。

- 議案第1号** 管理者専決処分の報告および承認について
人事院勧告に基づく、国家公務員の給与に関する法律が可決されたことを受け、関係市町村の給与改定状況等を勘案し、田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、組合議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求めるもの。
- 議案第2号** 令和6年度田川地区斎場組合一般会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ188,747千円とするもの。

令和6年 田川地区広域環境衛生施設組合議会第1回定例会 (春本雪夫議員 春本敏典議員 出席)

3月28日(木)に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川地区広域環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

地方自治法の一部改正に伴い、田川地区広域環境衛生施設組合の会計年度任用職員の給与等改定を行おうとするもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第2号 令和6年度田川地区広域環境衛生施設組合一般会計予算

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ424,024千円とするもの。

令和6年 田川郡東部環境衛生施設組合議会第1回定例会 (春本雪夫議員、大場信司議員 春本敏典議員 出席)

3月28日(木)に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川郡東部環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

議案第2号 令和5年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,760千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ256,955千円とするもの。

議案第3号 令和6年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計予算

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ200,756千円とするもの

田川郡町村議会議員研修会



田川郡町村議会議長会(会長 畠田勝廣 添田町議会議長)主催による研修会が2月14日(水)に福智町公民館金田分館で開催され、赤村議会議員が参加しました。

元広島県廿日市市副市長 川本達志氏による「地方議員のための役場を動かす質問の仕方」を演題とした一般質問を行う上でのポイントについて講演を聴くことができました。質問の構造を意識して十分な準備を行うこと、現実に行き詰っていることの原因を究明することや客観的なデータを見つけ執行部に対して効果的な現状の共有を促すことなど事例を挙げながら講義いただき、大変有意義な研修となりました。

赤村議会議員視察研修

赤村議会議員視察研修が3月18日～19日にかけて行われ、大分県国東市の公益社団法人 国東市農業公社（理事長 松井督治氏）国東こねぎトレーニングファームを視察することができました。

この施設は国東市に住み、地域ブランド品である「こねぎ」で就農して産地と地域を担う人材確保を目的として公社が運営しており、2年間農業研修を行うものです。

座学や実地研修だけではなく、実際に「こねぎ」を生産している部会の活動への参加や模擬経営など多彩な研修が行われており、研修が終了する研修生に対しては、農地の確保やハウス建設、定住場所の確保など、研修生の募集から就農に至るまでの様々な支援を公社が担っていました。

赤村の基幹産業は農業であり、議会としても農業分野に対する関心は非常に高く、先進地の農業振興事業を視察し知識を得ることで、赤村の農業発展のために村執行部に対し、今よりも更に高度な提案等行っていない中が大変参考となり、有意義な視察研修となりました。



赤村監査委員視察研修

赤村監査委員視察研修が2月15日(木)に佐賀県嬉野市で行われ、太田壽代表監査委員と佐武富實監査委員が出席しました。

嬉野市では移住定住促進事業が充実していることから、今回研修ではサテライトオフィス、ワーケーションや企業誘致の取り組みの実績や効果について研修を行いました。

企業誘致のための施設として駅も近く安価な賃料で利用できる嬉野オフィスビルを建設し、設備費や建物質料への補助として企業誘致奨励金などの仕組みもつくっており、また温泉地を余暇で訪れた方々に対しても、うれしの茶交流館や足湯施設など市内に幾つものWi-Fi環境を整備し、リモートワークが行えるようにしていました。

様々な取り組みにより人口の社会増加を達成しており、今後、監査委員の立場から村が行う移住定住施策や企業誘致の振興に対して指導・助言する上で大変有意義な研修となりました。



福岡県町村監査委員協議会総会

福岡県町村監査委員協議会総会が2月16日(金)に福岡県自治会館で開催され、太田壽代表監査委員と佐武富實監査委員が出席しました。

木村太吉会長(京都郡みやこ町代表監査委員)のあいさつで始まり、令和5年度会務報告、令和6年度福岡県町村監査委員協議会事業計画及び歳入歳出予算及び監査機能の充実強化に関する決議について審議され、議案の承認を得て閉会しました。

総会終了後、公認会計士事務所所長 横田慎一氏による「令和時代における自治体監査への期待～自治体運営の改善を導く～」と題して研修会が行われ、監査委員監査において自治体が果たすべき説明責任とは何か、また行政執行の適法性、妥当性や経済性等の検証や歳入歳出のチェックポイントについて具体例を挙げながら説明をしていただきました。



赤村議会議員 2月 出席行事

- 14日 田川郡町村議会議員研修会(福智町)
- 15～16日 赤村監査委員視察研修(佐賀県)
- 16日 福岡県町村監査委員協議会総会及び研修会(福岡市)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 22日 行政監査現地視察(村内他)
福岡県町村議会議長会定期総会(福岡市)
- 26日 福岡県田川地区消防組合議会定例会(大任町)
大場謙一議員出席
田川地区斎場組合議会定例会(大任町)
中村勇紀議員出席
- 28日 議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 3月 出席行事

- 6～12日 第17回赤村議会定例会(議場 他)
- 7日 赤村立赤中学校卒業式(村内)
- 14日 赤村立赤小学校卒業式(村内)
- 18～19日 赤村議会議員視察研修(大分県)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 28日 田川地区広域環境衛生施設組合議会定例会(大任町)
春本雪夫議員、春本敏典議員出席
田川郡東部環境衛生施設組合議会定例会(大任町)
春本雪夫議員、大場信司議員、春本敏典議員出席

赤村議会議員 4月 出席行事

- 10日 赤村立赤中学校入学式(村内)
- 11日 赤村立赤小学校入学式(村内)
議会広報委員会(住民センター)
- 24日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 5月 出席行事予定

- 20日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 21日 行政監査 現地確認(村内他)
町村議会議長・副議長研修会(東京都)
- 24日 筑豊横断道路建設促進期成会定期総会(福岡市)

赤村議会議員 6月 出席行事予定

- 上旬 6月赤村議会定例会(議場 他)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

